

第1回新城市産業自治振興協議会

平成28年2月12日（金）午前10時～午後0時
新城市役所本庁舎2階 政策会議室

○加藤宏信副課長 それでは、皆さん、おはようございます。

定刻、少し過ぎましたが、第1回、新城市産業自治振興協議会を開催させていただきます。

私、司会をさせていただきます産業政策課、加藤です。よろしくお願いいたします。

お手元にあります次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、会を始めるに当たりまして、産業・立地部部長古田より、あいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○古田孝志産業・立地部長 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、新城市産業自治振興協議会の発足、並びに第1回会議の開催に公私とも何かとお忙しい中、お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。

私は、当協議会の事務局である産業政策課を所管しております、新城市産業・立地部長の古田孝志と申します。よろしくお願いいたします。

本来であれば、市長がこの会議に同席し、皆様にごあいさつさせていただくのが本意ではございますけれども、本日は、平成28年度の当初予算の議会等への発表がございまして、予定の時間を多少延長しておりますので、大変恐縮に存じますけれども、私からごあいさつさせていただきますと、市長が到着し次第、改めて、市長からごあいさつをさせていただきますというふうに考えております。

さて、産業自治振興協議会は、昨年12月に制定・施行しました新城市地域産業総合振興条例に基づき、市の附属機関として設置するものでございます。今回、お集まりいただきました方の中には、条例素案の御検討にも関わっていただいた方もお見えになっておりますので、この場をおかりして1年3カ月余の長期にわたり、御協力いただきましたこ

とに対し、心より感謝申し上げる次第でございます。

また、この協議会に新たに加わっていただきました皆様におかれましては、条例素案の取りまとめに至るプロセスや審議過程での議論についても情報を共有しながら丁寧な審議を重ねていきたいと考えておりますので、ぜひ、そうした観点からも御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

この協議会では、条例第8条に規定する市長が定める地域産業に関する基本的な計画に関し御協議いただくことを、主な所掌事務としております。第7条に規定する政策の基本的方向を踏まえながら、地域産業の創造、発展のために皆様の忌憚のない御意見やさまざまなアイデアを計画に盛り込んでいけるよう、御期待申し上げます。

最後になりますが、地域産業の創造、発展のためには、市民・事業者・市がそれぞれ主体的な役割を果たしながら、この三者が一体となって連携・協働し、自らが地域産業をつくり上げていく。さらに、こうした活動が魅力ある都市を形成していくという産業自治の考え方を条例に盛り込んでおります。この思想や気概をいかに浸透させ、前進させていくかについても、白熱した議論ができますことを、合わせ御期待申し上げ、新城市産業自治振興協議会の発足に当たり、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○加藤宏信副課長 それでは、続きまして、これまで、先ほど部長が話したように、条例を作る過程、また産業自治振興協議会の設置について、産業・立地部、内藤副部長が説明させていただきます。

○内藤晃吉副部長 産業・立地部副部長、内藤晃吉と申します。

それでは、これまでの経緯について、説明させていただきます。

済みませんが、座って説明させていただきます

ます。

お手元の資料、3ページ、4ページ、「新
城市地域産業総合振興基本計画（仮称）の策
定について」、をご覧ください。

この1番から4番に沿って説明させてい
たきます。

1番、条例制定までの経緯ということですが、平成26年7月から新城市地域産業総合
振興条例審議委員会におきまして、9回に及
ぶ委員会の審議を重ねました。そして、平成
27年9月に市長に条例素案が答申されまし
た。9回に及ぶ審議のほかにも、さまざまな
取り組みをしてきました。調査・研究事業と
いたしまして、市内79事業所を対象とした
ヒアリング調査、それから市内事業所従業員
856人を対象としたアンケート調査、それ
以外にも産業振興に係る先例地ということで、
岡山県西栗倉村を始めとした状況調査のため
の視察、そのほかにも市内の女性起業者7名
の方との意見交換、そのほかにも若者議会へ
の参加による情報収集も実施いたしまして、
貴重な意見を数多く得ることができました。
この貴重な意見や委員さんによる熱心な協議
によりまして、条例素案が出来上がりました。
この答申を尊重しつつ、パブリックコメント
による意見等を反映いたしまして、議案とし
て新城市地域産業総合振興条例を12月の議
会に上程いたしまして、原案どおり可決され
制定いたしました。

2番目、条例に盛り込まれた基本的事項と
いうことです。この条例の制定によりまして、
地域産業政策の重要性や地域産業の創造、発
展に関する市民・事業者・市の主体的協働連
携による、これまでの枠組みにとらわれない
新たな取り組みやきめ細やかな支援に結びつ
けていくこととなります。3段落目ですが、
こうした地域産業政策に取り組むための基本
的なルールを市民・事業者・市の役割を果た
した上で主体的に協働連携することでなし遂
げる政策が、本市が目指す地域づくり政策の

一つとしております。

3番目、地域産業の創造と発展のための政
策でございますが、この条例の中で地域産業
の創造と発展のための政策の基本的方向が、
条例の第7条として示されております。事業
者のニーズに合った支援への見直しや女性・
若者・シニアの創業に結びつけられる市民へ
の支援、新産業分野への挑戦なども計画的、
かつ総合的に基本計画を策定し、検証をしな
がら進めていきます。

こうした推進体制として新城市産業自治振
興協議会を市の附属機関といたしまして設置
し、基本計画の目標や重要事項について協議
していきます。

4番目、産業自治振興協議会でございま
すけれども、条例の前文で表現しました将来の
新城像の実現に向けたロードマップ作成の場
といたしまして、地域活性化の原点は今ある
環境と人を生かすことを念頭に計画作りを展
開していきたいと考えております。

基本計画でございますが、ビジョンと実施
計画。ビジョンについては、計画期間を5年
から10年とする長期ビジョン、実施計画は
第1次新城市総合計画の最終年度、平成30
年度までに係る具体的な施策を想定する実施
計画等を作成することを予定しております。

(2)として、部会の設置。部会の設置を予
定しております。専門性や機動性を確保し、
具体的課題を集中的に検討する組織として部
会を設け、検討いたしまして、その内容を産
業自治振興協議会に報告する予定となっております。

以上で、説明を終わります。

○加藤宏信副課長 それでは、続きまして、
委員の辞令交付を行いたいと思います。辞令
交付は、皆さんに本来なら交付するのがよろ
しいのですが、委員を代表いたしまして、佐
藤真琴さんをお願いします。

○古田孝志産業・立地部長 佐藤真琴様、新
城市地域産業総合振興条例第9条に規定する

産業自治振興協議会委員を委嘱する。任期は、平成28年2月12日から平成31年3月31日までとする。平成28年2月12日、新城市長、穂積亮次、代読。よろしくお願いいたします。

○佐藤真琴委員 よろしく願いいたします。
○加藤宏信副課長 佐藤委員、ありがとうございました。

そのほかの皆さんには、机の上の封筒に辞令のほうを御用意させていただいております。一度、お名前のご確認をしていただきまして、訂正等ありましたら、後ほど御連絡いただきたいと思っております。

続きまして、自己紹介の方をしていただきたいと思っております。

お手元にあります新城市産業自治振興協議会委員名簿の順に従って、自己紹介をお願いしたいのですが、鈴木誠先生からよろしくお願いいたします。

○鈴木誠委員 どうもおはようございます。最初に紹介させていただきます。

愛知大学の地域政策学部の教授をしています、鈴木誠と申します。地域政策学部は、豊橋キャンパスにありまして、今、本部が名古屋の駅前の笹島というところに移って、リニアの駅と直接する場所に今、7,000人ほどおりますけれども、私どもの豊橋は3,000人ほど学生がおりまして、そちらの文学部、短期大学部と合わせての地域政策学部というところで今研究活動をしております。

この学部の中で、五つコースがありまして、私は、その地域政策学部の中の地域産業コースという、まさに今回の仕事にかかわる部門の仕事をしております。

そんなわけで、また、私が関わるということは、私の教室と一緒に教育研究に携わっている学生や院生と、こういったものもお世話になることもあると思いますので、これから、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○佐藤真琴委員 2番目に名前があります佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

私、住所は静岡県浜松市にありまして、新東名が明日開通することでとても力が入ります。

何をしているかという、14年ぐらい前に創業した、ベンチャーの創業者でもあります。もともとはリクルートという会社において、その後、看護学校に行き、そのときに、ちょっと気づいたことで、今の会社を興して、30を過ぎてから静岡大学の工学部に事業開発マネジメント専攻という、創業ベンチャーを興す専攻がありまして、そこで技術経営の修士をとりました。たぶんここに今日学術として、そういう意味ではなくて、ソーシャルビジネスの領域での人育てというのを8年ぐらい携わらせていただいて、ソーシャルビジネスというと、若手が結構チャレンジしているんですけど、みんな御飯食べられないんです、やっぱり、正直な話。でも、やっぱり食べて納税をして、少なくとも3人ぐらいでみんな御飯ちゃんと食べて、普通に就職するのと同じぐらいの、ちゃんと可処分所得が取れるような、そういう創業をしていきたいと思います。8年ぐらいやっています。東海若手起業塾というところが私の出発点で、ブラザー工業さんのCSRで、名古屋の創業塾なんですけど、そういった関わりで、この地域全体にも関わらせていただきます。これから、いろいろ教えていただくことが多いと思います。よろしくお願いいたします。（拍手）

○河合恵元委員 新城市の商工会から来ました、工業部長を務めています河合と申します。よろしくお願いいたします。

家業というか、会社は本社、富沢に置いています。新城に小さな会社なんですけど、4カ所分散させてもらっていて、一つにまとめたくな。新城には場所が無いのです。などなど問題があつて、たまたまそういう話をいた

だいて、ぜひ、この会で勉強、それから意見等を言わせていただきたいと思います。

長期ビジョンという、5年から10年が長期ビジョンと言われてはいますが、これ長期じゃなくて、もう中期とか、短期とかというレベルの話の内容ではないのかなということ、この会に出る前に一度読ませてもらって、感じています。

新城市で僕も生まれて、何とか骨を埋めようとは思っていますが、働くに働き手がないというのは、日本全国そうでしょうけど、この地域にもかなり厳しい状態で労働力がない。ただ、人口ももちろん減っているという中で、大きな問題の解決策を、この場でも話をさせていただけたらなど、楽しみにしています。よろしくお願いします。（拍手）

○松本吉生委員 新城金融協会の会長の松本でございます。

私は、鈴木先生とともに、本振興条例の前文の設定等にも携わらせていただきまして、いろいろ地域のことを勉強させていただきました。金融協会ということですので、いろんな産業の方と、我々三菱東京UFJ銀行のみならず、お話を信金さん、銀行含めて、一番いろんな産業の方と関係のある立場にいると思っておりますので、特に、市内のお客様同士の結びつきとか、そういったところで何とかお力添えをさせていただければなというふうに思っております。

それと加えて、我々、三菱UFJ銀行でございますので、そういった意味では市内以外、特に全国展開していますので、そういったお客様の情報や、何かしらの結びつきに貢献させていただきたいということと、はたまた大きく言えば、海外での取引もたくさんございますので、そういったところで、私、我々だからこそお伝えできる、お手伝いができることを探して、しっかり一緒に頑張らせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○青山勉委員 こんにちは。社会福祉法人一誠福祉会特別養護老人ホーム麗楽荘で施設長をしております、青山と申します。よろしくお願いたします。

私ども法人は、豊橋に5拠点、新城に3拠点、計8拠点ある法人であります。昭和63年に第1号店が豊橋にできました。私たちの法人の社是（しゃぜ）で、理念はノーマライゼーションということで、やはり地域に根差したということを目指して、まず市内のまちの中に建物などを建てまして、このまま28年住んでおります。ただ、これからは建てるだけではなく、やっぱりこちらから積極的に地域に出なくてはと思っておりますので、この条例の中でも地域というのはキーワードになっておりますので、地域に根差した計画を立てられるとよろしいかなと思っております。

また、我々もよく計画ありきということで、すばらしい計画は立てるんですけど、実行、評価というのが、やっぱり伴わないということですので、やはり計画を立てるときは常に執行を、そういったものが伴った具体的な計画を立てればなと思っておりますけど、大変それが難しい話ではありますけど、また、微力ではありますが協力して、新城発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。（拍手）

○天野勇治委員 作手、農業、繁殖和牛と、水稻で賃金をもらっています。今、53歳です。高校出てから、名古屋の方に就職しまして、38歳で就農しました。今、父の家業を継ぎながらやっている訳です。みんなによその飯を食ってくるというか、そんな感じであることがおかしいんですけど、新風が巻き起こったというふうに言っていただきまして、今、それを励みに、しっかり頑張っています。

今回、こうやってこういう場におかせていただきまして。僕は作手ですが、作手の産業、農業をやっており、産業もやっぱり考えないといけないかなというふうにごく思いまし

て。中期・長期というお話が出たのですが、多分、農業この5年ぐらいでかなり、無くなってしまふ、はっきりするというイメージがすごく強くて。何とか、作手の農業、それに関しては、僕の思うところで、今、地域で感じたことを、この場で、発言させていただいて。あと、他の仕事もしとったものですから、いろいろお話を聞いて、それを逆に、そちらの方にも生かさせていただいて、勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。（拍手）

○石田靖典委員 こんにちは。僕、石田靖典と申します。作手で夏秋トマトを作っております。また、私は一応、Iターンで新城市の方に来た人間でして、一昨年研修を、トマト農家の方で研修をし、去年から独立して夏秋トマトを作っております。私のように、これから農業の方に新規参入される方が、これから増えると思っておりますので、その方たちの力になればと思ひまして、応募させていただきました。よろしく願ひいたします。（拍手）

○澤上花子委員 こんにちは。長篠でケーキ屋をやっています。私は小さいころからお菓子作りが好きで、自らケーキ屋さんをやってみたいというふうにならなうと思ひました。専門学校に行くこともなく就職して、結婚して、子供が育ってきたので、何か職業を、何か仕事をしたいとなったら、やっぱりケーキ屋さん。子供がだんだん育ってきた中で、子供が帰ってきた時には、必ず家にいたかったので、家でできる仕事を始めようと思ひて、5年前にケーキ屋を始めました。そのケーキ屋はオリジナルのケーキで、世界に一つしかないケーキなのですが、お客様と相談しながら味を決めたり、デコレーションを決めて、1個を誕生日とか、記念日に作るケーキを作っています。

最近、いろいろな商工会や市の人たちという接点がある中で、まちの物を使った食材

を使って何かお菓子を作って、そのお菓子が活性化していったらいいという話をいろいろ聞く中で、私に何かできることがあるならと思ひて、いろいろ相談しながら、お菓子を作り始めました。

活気あるまちになるためには、多くの方に来ていただくための、来てみたい場所づくりをしなければならないと思ひます。この協議会に参加することで、ただ、自分がいろいろ勉強したいことがあるので、いろいろなことを学びながら、これから地域が発展していくように協力できたら、もっといろいろな人と出会って、多くの人を幸せにできたらいいなと思ひながら、この会に参加させていただきました。よろしく願ひいたします。（拍手）

○加藤宏信副課長 ありがとうございます。

それでは、市長が到着したので、市長からあいさつをお願いします。

○穂積亮次市長 それでは、皆さん、こんにちは。新城市長、穂積でございます。

別の会議がありまして、遅れまして申し訳ございません。皆さんの自己紹介、お聞きできなくて失礼いたしました。

さて、この会議、既に皆さんの方にお知らせをしていると思ひますけれども、昨年12月の議会におきまして、新城市の初めての地域産業総合振興条例というものが制定を見ることができました。それに先立ちまして、制定のための審議会を、やはり鈴木誠先生に御尽力いただいて、条例の制定を26年から2年ほどかけて、1年半ほどかけて作ってきた訳でございます。

一つの大きな問題意識として、人口減少時代に入っていく、一方では、明日いよいよ開通しますけれども、新東名の開通という新しい動きが出てきていること、それから、この間、若者議会等で若い人たちの力をまちづくりに活かしていこうという取り組みが進んできたり、女性議会で女性の起業や創業にという部分に光を当てようという機運が出てきたりし

ました。

それから、今日、石田さんや天野さんがお見えいただいておりますけども、作手地区を中心に新規就農の方々が大変頑張っていて新しい絆を築いてくれたりしております。

一方での過疎化や人口減少という、一つの不安要因が、一方で新しいものをつくり上げていこうという市民の機運、そして新東名の開通という産業、あるいは居住環境等に大きな変化のインパクトを与えながらも、ものができ上がっていく、この時期に新城市の新しい発展をどのように創り上げていくのか、そのための一つの大きなエンジンとして地域の産業というものにもっと深く我々行政も関わり、産業に携わっている皆さん、そして地域の住民の皆さん、そして行政、さらには、これからを担う若い人たち、こうした人たちが手を組んで地域の新しい資金の流れや産業の循環をつくり上げていかなければいけないのではないのか、こんな問題意識が条例の制定をお願いして、条例の制定となった訳でございますが、この条例の制定の過程で、実にいろいろ多くの方々に、我々もヒアリング、アンケートを通じて学ばせてもらいましたし、また、いろいろなニーズの把握をさせていただきました。そうした中で、この条例を実体あるものとしていくための一番の基幹的な組織として、産業自治振興協議会というものが条例でうたわれたわけでございます。産業自治という、これまでは余り市町村の中では耳慣れない言葉かもしれませんが、条例の中でしっかりとうたっていただいて産業を自ら興し、自ら治め、そしてそれが地域の住民の皆さんの幸せや持続可能なまちづくりにつながっていくような、そんなものにしていきたいという思いが込められております。産業といいましても、非常に幅が広い訳ですし、また、従来は産業とは考えられていなかったことも新しく産業としての付加価値を創り出していくことが可能になる時代でもあ

ろうかと思っております。取り巻く環境はもちろん厳しい訳ですけども、まちをつくるのも、滅ぼすのも人次第でありますので、新しいこの皆さんと共に新城市の地域の創生の一步を切り開ければと思っております。

大変、それぞれお仕事を持つ中での協議会でございますので、御多忙の中で時間を割いていただくことになって、大変恐縮だとは思いますが、どうか、この産業自治振興協議会に課せられた使命に照らしまして、多くの御協力・御支援を賜ることと思っております。

また、愛知大学の鈴木誠先生、それからP E E Rの佐藤真琴先生、学識経験者として、この会に関わっていただき、本当にありがとうございます。それぞれの専門の見地あるいは御経験から、きっと有益なアドバイスや御指導をいただけるものと期待をしております。

いずれにしましても、平成31年3月31日までの、さすがに長丁場でございますけれども、どうかこの会を通じて、忌憚のない御意見をいただくとともに、我々がそれを施策にしっかりと反映できているかどうかをチェックいただき、そしてこの会にお集まりの皆さんの中での新しい絆をつくっていただければ、これが新しい次の発展につながるのではないかと期待しております。

産業自治振興協議会の趣旨に照らしまして、皆様方の御支援・御指導・御協力をお願い申し上げます。市長としてのごあいさつに変えさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

○加藤宏信副課長 ありがとうございます。それでは、協議事項に入りたいと思います。ここからは、産業政策課の課長、川合が進行させていただきます。よろしく申し上げます。○川合教正副部長 その前に、事務局だけ少しだけ紹介させていただいてよろしいでしょうか。

○古田孝志産業・立地部長 事務局を務めま

す、産業・立地部長の古田でございます。よろしくお願ひいたします。

○内藤晃吉副部長 産業・立地部副部長の内藤晃吉と申します。よろしくお願ひします。

○川合教正副部長 産業政策課課長の川合と申します。よろしくお願ひいたします。

○加藤宏信副課長 産業政策課の副課長、加藤です。よろしくお願ひします。

○谷川立樹主事 産業政策課の谷川といいますが、よろしくお願ひいたします。

○川合教正副部長 以上のメンバーで、強力にバックアップしながら進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、協議事項に入らせていただきます。会長が決まるまで、こちらの方で取り回しをさせていただくということで、よろしくお願ひいたします。では、座って説明をさせていただきながら、進めさせていただきます。

それでは、協議会長の選出ということでお願ひをしたいと思います。協議会長につきましては、いかがいたしましょうか。

それでは、事務局一任ということによろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。

そうしましたら、事務局案を説明させていただきます。

事務局案としまして、学識経験者の愛知大学の地域政策学部教授の鈴木誠先生にお願ひをしたいと思います。

この内容につきましては、条例の制定の素案づくりにも相当に携わっていただきましたし、学生の方々にも協力をいただいたということもございます。前回の審議委員会の委員長に引き続き、鈴木誠先生にお願ひをさせていただくということで、よろしいでしょうか。

(拍手)

それでは、1の協議会長につきましては、鈴木誠先生にお願ひをさせていただくとい

ことで、よろしくお願ひ申し上げます。

では、鈴木誠先生に就任のごあいさつをいただきたいと思ひます。

○鈴木誠協議会長 わかりました。

今日は、会社の経営とか、事業に携わっている方たちがお見えになると思ひますが、私もそういう立場で考えると、今、学校法人の協議会の経営の方に携わる、その前に、今、JリーグのJ2のチームに関しておりますけれど、FC岐阜という会社の初代の社長をやりました。会社の立ち上げと、そして、いろんな契約更新から年俸査定とか、いろんな細かなことで、実は大学の講義以外には、何やったかという、ほとんど金集めばかりをやっている状況でした。いかに、スポンサーを集めることが大変で、また選手を育てることが大変だという、ただ、それ以前に、まずチームがどういうカラーでありたいかということが、物凄く大事だということを、よく実感しました。

今回、産業自治という言葉が出ておりますけども、産業が産業で終わらないで、自治つまり治める側に立つという観点が、今までなかったのだらうと思ひます。産業は自ら事業を行って利益を集めて、そして、所得や、あるいは取引を拡大していくというようなことで留まっていた時代が、今から30年ほど前にあったかもしれませんが、これからは社会をつくっていくとても重要な主人公であると、人を雇用することもそうです。そして、何よりも今日の話にもありましたけども、産業が環境を活かしていく、守っていく、あるいはつくっていく。そして、何よりもそこで暮らす人に自信を与えていく、生活の基盤を提供していく、そういうとても重要な自治の担い手ということが、これからは産業の役割だらうということを考えております。

私、前のJ2のチームを作ったときに思っただのは、これは岐阜で作ったものですから、そのときに、なぜそんなものを作ったかとい

うと、岐阜県は全国でも有数の若者流出県です。名古屋があるということで、どんどん人が出ていく、帰ってこないということです。ですから、いかにして地元をチャレンジするファンを作るか、生活する基盤を作るか、そういうことばかり考えていました。

愛知県のこの大学に来たとき、全くそういう意識が欠けている。欠けている、ないということに驚きました。もう周りがいっぱい働く場所があって、情報があって、こんな恵まれているところという中で、実はよく見ていくと、新城で先ほどお話があったように人口が減っている。将来どうするか。非常に真摯な議論を重ねて、地域づくりに取り組んでいるということがありました。

その環境に身を寄せて、改めて、また過去の経験を少しずつ思い起こしながら、新しいチャレンジができたかなということで、この仕事に携わらせていただきました。

短くと言いながら、少しだけお話させていただきました。済みません。そんなことで、どうぞ、これからよろしく願いいたします。

(拍手)

○川合教正副部長 ありがとうございます。

それでは、(2)の新城市地域産業総合条例第9条第1項の規定に基づき、基本計画の策定についてということで、市長から諮問書を、会長に交付させていただきたいと思います。

○穂積亮次市長 (諮問書の読み上げ)

新産1・9・1<文書番号>平成28年2月12日、新城市産業自治振興協議会会長 鈴木誠様、新城市長 穂積亮次。

新城市地域産業総合振興条例第9条第1項の規定に基づき、基本計画等の策定について(諮問)このことについて、新城市地域産業総合振興条例、平成27年新城市条例第58号、第9条第1項の規定によって、貴協議会の意見を求めます。

以上であります。お願いいたします。(拍

手)

○川合教正副部長 ありがとうございます。

(3)の協議、ここからの協議につきましては、会長の鈴木誠先生に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木誠協議会長 それでは、只今からの時間は、私のほうで進行させていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

協議事項の(3)基本計画の策定スケジュール(案)について、これを事務局から委員の皆様方に説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○川合教正副部長 それでは、(3)の基本計画策定スケジュールについて、説明をさせていただきます。

資料の4ページ、それから8ページをご覧くださいながら説明させていただきます。座って済みません、説明をさせていただきます。

まず、基本計画の内容につきましては、先ほど若干、経緯の部分で説明させていただきました。4ページになりますが、基本計画というものを、二つの計画という形で考えております。

まず、一つがビジョンという形で、この内容の協議をいただいた上でということになると思いますが、事務局案とすると、計画期間が5年から10年というふうここに書かせていただいています。長期ビジョンというふうに書いてありますが、先ほど河合委員さんから中期ビジョンではないかというふうな発言もいただきましたけれども。それから、実施計画ということで、市のほうには第1次新城総合計画という計画がございます。この計画の最終年度が、平成30年度になっておりますので、ここの計画に合わせた形で具体的な施策を想定する計画ということで、二つを考えているものでございます。

それから、2番目のところは、やはり計画を作るのに、皆様の御意見をいかに反映するかということで、やはり専門性という部分を

どういふふうを活かしていくか。課題があったら、それについて集中的に御意見をいただいて、ある程度、課題に対する結論だとか、具体的な動きをどういふふうにつけていくかということで、機動性も確保していく形をとっていったらという思いをしている内容でございます。

それから、策定のスケジュールにつきましては、まず、この第1回の協議会等でいろいろな意見をいただき、3月上旬というふうに書かせていただいておりますが、日程的には次第の1ページのところでございます、次回の協議会の内容だとか、第3回の協議会の内容等で、やはり皆さんがこの産業自治振興協議会をいかに動かしていくかというようなものを考えております。

第3回するときには、拡大協議会というような形で、今のところ帯広市の中小企業家同友会の方にお越しいただいて、講演等もさせていただきながら、情報を取り、条例と計画がどんなふうリンクして計画づくりができていったかというような内容で、具体的に示唆をいただきながら進めたいと思っております。

それから、ここに平成28年4月というふうに書いて、まだこちらの方は予算もこれからの部分でございまして、計画というふうに書かせていただいておりますけれども、この辺の内容についても協議会等を行いながら、答申という形で成果を発表していただくような形をとっていききたいというふうに考えております。

8ページをご覧いただきたいと思います。A3の折ってあるものでございますけれども、まず、上から4段目のところ、振興協議会というのを、27年度、28年3月までに3回ほどを予定できたらというふうに考えています。

それから、来年度の部分では、やはり条例ができ、市民・事業者・市が一体となって計画をするということになりますと、やはりど

うしても基盤というものを造らなければいけないということがございます。今のところ、シンポジウムというものを計画させていただきたいなということで、なるべく早い時期に、こういうものを実施したうえで、市民と事業者と情報交換ができる環境づくりというものを作らせていただきたいと思いますというふうに考えています。

それから、取扱事務の4番目、5番目に丸がついているコーディネーター派遣要綱だとか、産業カルテ作成調査というものですが、今まで行ってきたヒアリングやアンケートは、条例を作るために情報をいただいたという部分があります。ですので、これからの計画づくりでも、こちらから出向いて意見を取りに行くという作業を、どうしてもしていかなければいけないのではないかとこのように考えています。コーディネーター派遣要綱を作った上で産業カルテの作成等も行っていきたいというふうに考えております。

それから、その下のしんしろビジネスマッチングですが、今までどちらかという事業者が市民の方たちに情報を提供することが出来ていなかったし、就職する方たちにも、地元の企業の方がどんな考え方を、どんなものを作って、どういう人材を集めているかということがなかなか見えてこないという部分があります。条例策定のアンケートとかヒアリングの中でもそういうことが語られています。ですので、ビジネスマッチングというような形で、情報を共有できる場をつくっていったらと思っております。

それから、その部分の内容として、ホームページ等も作成しながら、情報を、ITを活用したものをいかに進めていくかということも協議していただきたい内容と考えています。

それから、その下に書いてある輝く女性創業支援ですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものも新城市の方で只今作っております、この辺の部分の内容がすごく重要

ではないかということが語られております。そういう部分についても創業支援の部分の内容と含めて、進めていけたらなということです。

実際には予算が伴うものでございますので、27年度の3月までの、一応予定をお知らせするとともに、来年度の内容として、行政が行う部分として、まず、こんなことを考えているということで、御理解をいただけたらというふうに思っているところでございます。

ただ、むろん協議会の自由な発言だとか、御意見等を制約するものではございません。まず、一応行政側が、市側が考えているスケジュール、それから事業というものをお聞きいただいたということで、御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○鈴木誠協議会長 今、これからの基本計画の策定スケジュールということで、紹介してもらいました。

まず、皆さんから感想とか、あるいは、もし質問があれば出していただきたいと思いますが、二つの計画案、基本計画を策定する。この基本計画の策定が、何年までに、もう一回ちょっと確認だけ、いつまでに。

○川合教正副部長 まず、一つは、29年度の予算というものを、市のシステムとしては5月、6月というところに主要事業の判定というのがございます。ですので、ここら辺りまでに、29年の部分の内容というものは、やはり明らかにしていかなければいけないかなというふうに思っておりますし、29年、30年の部分につきましては、予算編成というものが、11月ぐらいまでの間には、ある程度の見通しを立てていきたいということで考えておりますので、最終的な計画というものは、10月、11月ぐらいまでの間に、ある程度の素案というものは作っていききたいというふうに考えております。

それから、主要事業として、29年度に必

ずこれをやるという部分については、4月、5月、6月の部分の内容で詰めていけたらなというふうに考えているものでございます。

○鈴木誠協議会長 お分かりいただけましたでしょうか。確認ですけれども、一番ちょっと重要なところなので、繰り返したのですが、まず、最初のおっしゃったところはビジョンなのでですね。

ビジョン策定が、平成28年10月末までには素案として立てなければいけない。

それから、実施計画、特に、実施計画の中でも、平成29年度の予算に係るものについては、それと合わせて、10月末ぐらいまでに作ったほうがいいということなのでですね。そういうことですね。

○川合教正副部長 はい。29年度の内容につきましては、5月、6月ぐらいまでの間にお出しいただくという形がよろしいかなというふうに思っております。

この中で、若干説明させていただきますと、29年度に行うものについては、主要事業というものがあまして、A判定というような判定制度が設けられております、市の中で。判定があったものについては、予算を最初、最初からという語弊がありますけれども、市の中では重要だという判定をいただいた上で、予算をつけていただける、まず第一歩というふうに考えていただければというふうに思います。ですので、29年度に何かどうしても、これは絶対必ずやっぺいこうというものについては、やっぱりA判定をとることが、まず第一弾で、実際に、どんな形でやっぺいこうということ自体は、11月ぐらいまでの間に決めていただくということにさせていただければというふうに思います。

○鈴木誠協議会長 皆さん、大体お分かりになったでしょうか。

ビジョンについての素案と同時に、実施計画で第1次の新城市総合計画の最終年度の平成30年度までにかかる実施計画、この中で

平成29年度に係るものについては5月末までということですか。

○川合教正副部長 はい、そのためです。

○鈴木誠協議会長 ということでした。それに合わせて、それと同時に、各種事業もやっていきますよという話でありました。

皆さんのほうから、まず、今の説明について、御質問とかありましたら、ぜひお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○松本吉生委員 ビジョンを、具体的に決めていく前に、とりあえず29年度にやりたいことを決めるという、そういう話なのですか。

ちょっと違和感が僕にはあったのですが、それは予算の関係とか、いろいろあるとは思いますが、そういうことなのですか。

○川合教正副部長 そういう形を、ちょっととらせていただかないと、29年度について、何もしないという形にはならないとは思いますが。ただ、どうしても委員さんたちの思いという部分を実現していくということになりますと、予算というものが、どうしても言えない話でございまして。できれば、29年度の、これはという部分については、行政的な部分は、もう既にある程度、御説明させていただきましたが、始めています。委員の方たちが、そういう思いがあれば、やはり予算というものはどうしても市の中では、重要な要件でございまして、お願いをしたいというふうになってしまいます。

ですが、本来はビジョンができて、そのビジョンをどうやっていくという形の中で、29年度がどうなのだという話になるのが、本来の作り方だとは思いますが、同時並行でという形で、ご理解いただいた方がいいのかなとは思いますが、けれども。

○鈴木誠協議会長 何かしっくりこないところがあるのです。まず、要望が不正確なので、みんな多分、混乱するんじゃないかと思うのです。例えば、基本計画についてということ、4ページの方です。二つの計画からなる、

基本計画を策定するというふうに言っているのですけども、基本計画の中に、今度はビジョンと実施計画というふうに書いてあるので。通例、よく皆さんが使うビジョンと基本計画、実施計画、これが多分ごちゃごちゃになっている可能性が当然あって、そのことは差しおいても、今の松本さんがおっしゃった、これから10年、5年から10年を、10年間ぐらひは想定したビジョンを作らましようということですね。産業自治のための総合基本計画ですね。それを作るのに、先にもう実施ということだから、どう関連をしているかと、そうするとビジョンを、やっぱりぶれのないビジョンを作るためにも、勉強したりとか、あるいは調査したりとか、それから実際に何かやってみるということが必要になってくるので。ですから、ビジョン策定に寄与するような、そういう事業というのを実施計画に、実施事業としてやましようかということにつながってくるかもしれないですね。

最も、それに全部結びつける必要はないと思いますけれども、ビジョンがあって、新城市の計画に合わせて、平成29年度、30年度までの、どのようにやるべきことを、作ろうというところなのですね。

皆さんどうですか。何か、分からないとか、感想とか、ありますか。

どうぞ、河合さん。

○河合恵元委員 言葉じりというか、よく分からないところがあって、やっぱり5年、ビジョンの中で計画期間5年から10年間、5年間なのです。来年、再来年、一年ごとにやっぱり計画を立てるという、5年、10年先をイメージしながらビジョンをつくって、実施計画は1年ごとにやることを深めていくというのが、という考え方なのですか。

○川合教正副部長 そうですね。こちらで考えさせていただいているのは、1年ごとに考えられるものというのは、市の総合計画との調整も必要になりますので、実施計画として

は1年ごとの分の内容としていきたいと思
います。

ただ、ビジョンのほうは、新城市の地域産
業をどうしていくかという部分の、大きな目
標という部分を考えて、経済の速さみたい
なことを考えると、5年でも逆に長いかな
というふうなことも言われる方も、それも、
条例の策定の中ではという内容がありました。
むろん条例のところを見ていただきますと、
条例自体も3年ごとに、最低でも3年ごと
に見直しをかけていきたいと思いますという
ような、要は、環境変化に対して、もっと機
敏に反応しながら進めないといけないの
ではないかということ、条例の中ではおっ
しゃられる方が多かったものですから、
そういう条項を入れたということもあり
まして、実施計画としては1年ごと、
ビジョンにつきましては、もう少し先の
将来像という部分を見越して作ってい
けたらなという思いとして、長期とい
うふうに言っているのが、5年という
ふうな意見になるのか、10年という
ふうになるのか。その辺は、ちょっと
協議の中で見ていただきながら、取り
まとめる形になるのかなというふう
に。

○鈴木誠協議会長 これから話し合いを
しながらというところに、任せられる
部分ということで。

○川合教正副部長 そうですね。

○鈴木誠協議会長 皆さんどうでしょ
うか。
どうぞ。

○河合恵元委員 実施計画の最終年度、
平成30年度までにかかる具体的なとい
う文言が、意味がわからない。

○川合教正副部長 第1次総合計画とい
うのが、最終年度30年度という形で
目標が設定されておりますので、そこ
までの部分で、その目標と合致する
施策というのが、やっぱりあってい
いのではないかなというふう
に考えています。

ですので、もうそれだけに固執するわけ

はなくて、そういう視点も一方であ
って、むろん30年度までの早く、早
期に実施するべきものというものは、
総合計画の中だけではないのですが、
この協議会の中で意見をいただきな
がら、施策としていくということも
考えていきたいというふうに思っ
ています。

○鈴木誠協議会長 そうすると、まだ
ここには出てないですけども、これ
からの会議の中で、第1次総合計画
の後期基本計画の中の産業、地域
産業にかかわる事項は、紹介いた
だけるわけですね。

○川合教正副部長 そうですね。

○鈴木誠協議会長 今日は、あえてし
ないということですね。

それがわからないと、何もやりよう
がないということになりますから
ね。

大きなこれからの展望をうたっ
ていただいていますので、細かな、
本当に具体的にやるべきこととか、
やり方については、多分、2回目
からの協議になるというふうに思
います。

先の方へ進めていただけてよろ
しいでしょうか。今日、市のほう
の関係者から提起されて、基本計
画策定に関する既存の事業、どう
いうことをやっているか。この後、
紹介いただけると思っています
ので、そういういろんな話を聞き
ながら、前に進めていきたいと思
います。よろしいでしょうか。

それでは、(4)の産業・立地部の
取り組みについてということ
です。こちらのほうを、事務局
から委員の皆さんに御説明よろ
しくお願いいたします。

○川合教正副部長 それでは、4番
目の産業・立地部の取り組みにつ
いてということで、資料の6ペ
ージ、7ページをご覧ください
ながらお話をさせていただいて、
産業政策課の方で概略を説明さ
せていただいた上で、その後、
各課、農業課、鳥獣害対策室、
森林課、商工・立地課、観光課
という形で、この内容について、
ご説明をさせていただきます。

では、まず各課との詳細の打ち
合わせの結

果ということで、市のほうが率先して条例を具体化していくかということの部分で、まず、条例がどんなふうになっていて、どれをどういうふうに使っていかうかということも含めて、ヒアリングを産業政策課と各課で行って、その結果の内容になります。

どれだけヒアリングをしたかと言いますと、この6ページの右のほうにございます、実際の計画があって、どんな内容をしているのか。

それから、どんな見直し等を行いながら進めているのか。

それから、各課の課題とか、ニーズというものは、どんなふうを考えているのか。

それから、裏面のほうになります、条例の第7条というところに、基本的な方向性というものが出ておりますが、ここに対応する具体的な方向性というものは、ただ、農業課なら農業であれば、どういう方向性を示しているのかというようなことを、見ていただくということ。

それから、それに対する事業の見直しという部分については、条例を制定された後、どんな形で進めるのかということ。

それから、各課では解決できない、なかなかできないというような課題があれば、それを出していただいとということで、ヒアリングを進めてまいりました。

まず、市のほうが主体的に計画、条例を進めていくのに、どのようなものがあるかということ、ヒアリングした結果ということで、ご理解をしていただきたいと思います。

では、続いて、それぞれの課からご説明をさせていただくとということでよろしいでしょうか。

○熊谷農業振興対策室長 皆さん、こんにちは。農業課、農業振興対策室の熊谷と申します。

私からは、農業課の取り組みについて、説明させていただきます。

新城市、今の基本計画は持続可能な農業の

振興と発展を総合的に推進する基本計画として位置づけられ、現計画期間は平成24年度から平成28年度までの5カ年です。

平成29年度からの次期5カ年計画の計画策定に向け、現在準備を進めているところであります。来年度、実施状況の把握と検証を農業振興事業幹事会によって行い、事業と計画の見直しをしています、現状変更はありません。

新城市地域産業総合振興条例第7条の政策としての基本的方向では、第1号、事業者の支援という項目では、既存の農業者に対して、高位平準化を目指した技術指導や規模拡大支援を。

第2号、若者や女性等への支援という項目では、新規就農者に対して、各事業施策支援、農地、施設、農業機械、住居の支援を、作物としての、ナス、菌床しいたけ、トマト、イチゴなどの生産基盤の拡大と合わせて、重要な担い手として位置づけられる自給農家を含む産直農家への支援を。

第4号、地域自治区等への産業支援という項目では、地域住民が食と農に関心を持ち、幅広い交流ができ、それぞれの集落内で農地の効率的な活用が図れるよう、地域ぐるみの農業支援を検討していきたいと考えています。

なお、第3号の新たな取り組みと、第5号、資金や支援の循環については、これから検討していく考えです。

課題やニーズについては、農業従事者の高齢化は進み、農業情勢の今後の展開は、未確定要素が多く、個々の農家だけではなく、農家以外の支援も含め、地域ぐるみで農業を守らなければならなくなっています。

最後に、部全体で取り組まなければならない課題としては、村づくりは農業だけではなく、林業、商工業の部分もあり、担当者が一緒に集落に出向かなければ話が進まないということが上げられます。

以上です。

○柴崎鳥獣害対策室長 失礼します。鳥獣害対策室の柴崎と申します。

対策室の方では、有害獣による被害を、防除のための対策などを行っております。

条例の7条の各1号から6号に照らしまして、お話させていただきます。

1号の事業者の自主的な努力を総合的に支援ということにつきまして、有害鳥獣から農作物、被害防除のための捕獲を行っております。捕獲は、狩猟免許を持った猟友会に所属した人に、市が有害捕獲許可を出して行ってもらっております。捕獲に従事した、いわば捕獲事業に従事した人に、報奨金を支払うということで、捕獲意欲を高めて、意識の向上を図っております。

それが、農作物への被害を減少させることになるとは思いますけども、今後、国の予算の減額が想定されまして、捕獲頭数をどう維持して被害を防止するかが課題となっております。

2号の若者及び女性の支援につきましてですが、捕獲従事者が高齢化しまして、特に、銃猟免許者は次第に減少してきております。捕獲するための銃とか、わなの免許取得費助成を新城・北設広域鳥獣害対策協議会で事業として行っているのですが、講習会受講費用の半額の補助ということになっておりますので、狩猟免許者を増員するため見直しを含めて、今後、継続的な審議をしていきたいと思っております。

また、今月新城市内で環境省主催によりまして、狩猟セミナーフィールドワークという若者や女性を含めた狩猟に関心のあるものが参加して、狩猟の知識やわなのかけ方などの実地研修を行うことになっております。

このような機会を生かし、また参考にしまして、狩猟者を育てる支援を行えたらよいと思っております。

3号の新たな産業の創出ですが、農業被害を防止するために増え過ぎた有害鳥獣を捕獲

しているのですが、捕獲後の処分について、害獣でありながらイノシシやシカの肉が食肉として活用できる地域資源だと思います。そうした野生獣肉がジビエとして欧米では高級食材の一つになっております。おいしいというふうな評価がされてきております。牛肉と比べ低カロリー、高たんぱく、低脂肪というふうな特性があります。野生動物であるだけに、肉を食肉として出すには、時間的な処理、衛生管理ということが重要になってきているのですが、一つの個体でも、食肉として利用されない部分を、残さの活用を考えられないことはないと思いますので、実際、ペットフード等が、商品化している例もありますので、捕獲後の個体の有効活用を考えて、産業に結びつけていける可能性はあると思います。

済みません、4号、5号の関係につきましてですが、地域自治区内の集落において、イノシシやシカの捕獲に係る出沒に住民の方が困っている。例えば、捕獲する檻を使っている猟師が捕獲しようとするときに、わなを毎日見回すことは大変だということで、その見回りに自治区内の住民が協力、補助的に協力して、当番で見回ってくれたら、イノシシが捕まったら、捕まったイノシシを解体して処理をして、地元のレストランで出しているように、というような支援ができれば、地域内循環ができるようになると思います。市民及び事業者連携して産業活動を行う仕組みが生まれると思います。ということで、6号の関係についてですが、対策室の方では、被害防除を中心に行ってきたので、獣肉の活用、有効活用を考えて、捕獲から流通ということまでになりますと、行政としては、部内の各課で、農業・商工・観光にわたる部分となりますので、連携して取り組まなければならない課題と思っております。

現在、新城市の鳥獣被害防止計画というのがありまして、これが設楽町、東栄町、豊根村とともに、広域の鳥獣被害防止計画となっ

ております。市町村個別の取り組みの記載はございますが、この新城北設の4市町村が連携して取り組みも行いやすくなっております。

来年度の28年度が見直しの期間を3カ年で定めることになっておりますので、第7条の基本的方向を踏まえて被害防止計画を作成するようにしたいと思っております。

以上でございます。

○太田森林課長 失礼します。森林課長の太田といいます。よろしくお願いいたします。

森林課の今の課題。そして、振興条例7条の趣旨に添った取り組みということで、説明をさせていただきます。

本市の約84%を森林が占めております。三河材の生産をはじめ、豊川用水の水源である宇連ダム、大島ダムを抱えて、東三河地方の平野部、半島部の水源地域として重要な役割を果たしている地域であります。

戦後、植林された人工林の多くは、利用可能な段階にあり、貴重な資源と言えます。

また、森林には水源涵養、山地災害の防止といった機能に加え、自然環境の保全、地球温暖化防止など、多面的な機能を有しておりますが、木材価格の低迷、担い手の減少や山村の過疎化、相続等により森林の所有地が不明確になるなど、森林管理がなされないことにより、森林機能の低下を招き、先人の努力によって守りつくられた山々を荒廃させる恐れが、既に見受けられておる状況であります。

森林の機能を低下させないため、森林整備を積極的に進めていくことが、最大の課題ととらえております。

森林整備を推進するために、自己所有地の明確化、森林作業の集約化、高性能林業機械による低コスト施業の推進、林業作業員の育成を進めてまいりたいと思っております。

特に、山林所有者への自己負担を軽減することが可能である、利用間伐施業の推進を進めるとともに、林地残材の再利用を図ってまいりたいと考えております。

振興条例第7条の1号、本2号については、森林組合が主体となった森林作業員の育成、作業集約、低コスト施業推進の事業を進めてまいりたいと思っております。

3号につきましては、未利用材となっております材の再利用、木質バイオマス事業等の推進を図ってまいりたいと思っております。

4号につきましては、森林経営計画による補助事業の活用を進めてまいりたいと思っております。

5号につきましては、木の駅プロジェクトで出た間伐材や未利用材を循環させていくことを広げていきたい。こんなふうにも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○片桐商工・立地課長 失礼します。商工・立地課の片桐です。

商業の現状につきまして、従来からの個人商店などが、後継者のいない問題や、商売を続けていくメリットが望めない現状、廃業や事業を縮小していく傾向にあります。

市内の買い物は、マイカーでの買い物が主流になっておりまして、駐車場があること、一度に多品種の買い物を済ますことのできる便利さ等で、大型量販店で買い物をする人が多く、結果として、中小小売店が減少していき、旧商店街は空き地が増えて、商店街としての機能を失くしてきています。このような現状がありまして、地域産業総合振興条例第7条の第1号については、商店経営を続け、維持していく、やる気のある事業者は、低利の融資や信用保証料の補助を市、商工会、金融機関を通じての支援をしていきます。工業については、市内に新たに立地して操業していく事業者には、企業立地奨励金、企業再投資促進補助金等で支援するとともに、市内で長年操業を続け、今後もさらに事業を拡大していく中小企業者の再投資への支援を進めていきます。

第2号では、新たな創業を目指す市民には

創業支援の融資斡旋や補助等を進めていきます。

第3号、第4号、第5号、第6号ですが、地域資源は何か、どう活用するか、どのようなニーズがあるか、儲けに繋がっていくか、地域をどうしていきたいか等、地域資源を地域の産業振興にどう活かしていくか現状を分析し、地域内資源の経済循環、市外からの顧客取り込みの方策を農・林・商工・観光が一体となって検討し、産・官・学・市民それぞれが参加、活躍して仕組みを作り上げていくことが重要であると思います。

以上です。

○榊原観光課長 失礼します。観光課長の榊原です。

新城の観光施策のバイブルであります「新城市観光基本計画におけるアクションプラン」の策定における取り組みについて、説明させていただきます。

平成20年4月に策定されました、第1次新城市総合計画における本市のまちの将来像として、市民（ひと）がつなぐ山の湊（みなと）創造都市を観光分野から推進するための計画といたしまして、平成22年3月に観光基本計画を策定しております。その観光基本計画に掲げております、目指す姿として、具体的にするための実行計画、期間を区切ったアクションプランを策定しています。

既に、観光基本計画策定から、間もなく6年が経過しようとしています。その間、三遠南信自動車道、鳳来峡インターチェンジや、明日開通いたします新東名豊田東ジャンクションから浜松いなさジャンクションの間や、新城インターチェンジの開設、道の駅もつくる新城の開業などは、本市の観光振興の起爆剤として、多大な貢献を期待するとともに、さまざまな形で少しずつ効果が現れてきております。

この環境変化を観光振興の好機ととらえ、新しい時代に即した観光ニーズに対応するた

めに、計画的・戦略的な観光振興を推進することを目的に、28年度から31年度の4年間の新アクションプランの策定に取り組んでおります。

新城市地域産業総合振興条例第7条の政策を取り込んだ基本的な方向について、説明させていただきます。

第1号では、観光のまちづくりの推進において、その担い手となる市民・団体・観光協会や行政だけじゃなく、誘客のための旬な観光情報提供・交換、連携による観光事業者への自主的な努力への総合的な支援に取り組んでいきます。

第2号といたしましては、観光基本計画や同アクションプランの策定過程において、若者・女性の積極的な登用を行っていき、その意見等を反映していきます。

現在、観光基本計画推進委員会の委員さんにつきましては、女性が1名、最低年齢の方につきましては、50代となっております。

それと、2号、4号につきましては、観光のまちづくり推進計画のために、市民活動団体の観光振興事業の支援、それと、市民観光ボランティアによる市民協働の推進、観光ボランティアの育成等を実施します。

1号、3号につきましては、今まで誘客が少なかった新たな客層への着地型観光商品の開発及び人材育成の支援を行っていきます。

6号につきましては、広域観光連携事業により地域間の周遊を高めて、移動範囲の広域化と観光客のさまざまなニーズに対応した魅力あるモデルコースや旅行商品の開発、観光プロモーション事業の展開をまいります。

以上でございます。

○川合教正副部長 今、御説明させていただいた内容につきましては、別冊の資料というのが、皆様のほうに御配付させていただいておりますが、この条例の第7条というのは、資料というかがみの次のページのところとなっております、第7条の地域産業の創造と発

展に関する政策というものを基本とするというところを書いてある内容が、(1)から事業主の自主的な努力への支援。それから、2号のところ、若者・女性をはじめとする起業創業をする市民への支援。それから、第3号のところの地域の資源、技術、人材を活用した新たな産業の創出。それから、4号の地域自治区等における市民・事業者が連携して産業活動を行う仕組みを創出する。それから、5番での市内での消費、投資、取引を通じた資本循環というものを強化していくという内容の部分を、どう今、市として各課は考えているかということ、ご説明をさせていただき、29年度以降の部分に、主要事業というような形の中で、市としては、こういう取り組みをしていこうということで、今、各課、それからそういうところできないものについては、どんなふうにしていったらいいだろうかというのを、部内で検討を、12月に条例が制定されましたので、早速取りかかっているという現状を、知っていただければということで、御紹介をさせていただいております。

以上でございます。

○鈴木誠協議会長 ちょっと皆さんに、いろいろ御意見をいただく前に、事務局の補足説明をしてほしいのですが、今後、協議会の方でビジョンを作り、そして、当面、取り組むべき実施計画を作っていくということと関係させて、今回、各課の取り組みというのは、どう関係させていったらいいというふうにお考えですか。

当然、これから議論をしていきますけど、今回、産業・立地部の取り組みの詳細というのは、どんなねらい、これからの協議会の作業とのかかわりで、どんなねらいで説明をされたのか。そこだけ簡単に補足してもらえれば。

○川合教正副部長 まず、条例の趣旨をいかに施策に落とし、第一歩を踏み出すかとい

うことを、市として進めなければいけないだろうということで、その一歩をどうやって進めるかということ、部として情報をちゃんと共有した上で、まず、一歩がどういう一歩を踏み出すかということ、自分たち自らが考えて企画・立案していくという部分を、やっぱりやっていかないといけないと思っている。まず、一つは、本当にニーズがあってやっているかどうかという検証を、自分たちで自己検証しなければ、次のステップはないだろうということで、まず条例に忠実にその辺の内容を、自己検証をした上で、自分たちがどんな施策立案をしていかないといけないかということ、皆様と情報共有できればということで、まず、そこをご理解いただきたいですが。

○鈴木誠協議会長 皆さんから、これからいろんなご意見とか、提案をいただく前に、ちょっと補足なのですが、今日の別冊参考資料の中に、6ページというところをちょっとご覧ください。6ページは、どこの6ページかという、通し番号じゃなくて、逐条解説というのが、この本文、条例の本文をずっとめくると、4枚目ぐらいに新城市の地域産業総合振興条例逐条解説というのがあるんです。この中から1ページというふうになって、5ページのところに第7条についての条文があって、そして、その裏側の6ページに、条文の解説があるのです。ここをちょっと見ていただきたいのです。全部はご紹介しませんが、ここは皆さんでお読みいただきたいのですが、今、産業・立地部の中の各課が、自らの業務について自己評価をしてみたのです。自己評価をするときに、基準がないとよく分らないので、そこで、この第7条の5ページのところの(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)に即して、一度自己評価をしてみると、どんな取り組みの経過があったりとか、課題があったりとか、それから、今後可能性があるかということ、ひと

まず出してみた訳なのです。

なぜ、そんなことをしたかという、6ページの解説、その趣旨のところの解説があるのです。ここで示す政策というのは、市の単なる取り組みとしての施策ではなく、市民・事業者・市の三者が協働連携する取り組みとしています。ということなのです。ですから、まず、市としてどのような現状にあったり、互いに直面していたり、今後やらなきゃいけないかという、市の側の考え方を、今、ざっと説明をしていただきました。ですから、それでうんうんという納得ではなくて、当然、今後、今回の委員の皆さんが、今の話を聞かながら、やはりやり方がまずいんじゃないかとか、新たにこういうことをすべきじゃないかという、いろんな提案をしていただきながら、第7条というのは、とても実現は難しいということになります。と同時に、市の取り組みだけじゃなくて、市民、今回の委員の皆さんが、御自身の経験とかも実際にやっていくことから、もっと新しい提案をしていただくことも、大いにありだと思うのです。そういうことを踏まえて、これから何をすべきかというビジョンをつくり上げていくと。

今、現状をまずしっかりと紹介しました。それを踏まえながらも、今後、市民なり、事業者という立場でやるべきことというのを、大まかに、やはり描いていただきながら、合わせて、今の各課の取り組みのやり方についても、いろいろと提案をしてということが、これから必要になってくるということもあったりして、ひとまず紹介をしてもらいました。

これまでの各課の仕事の検証を、それぞれで受けとめていただきながら、いや、これではとても足りないという思いを持っていただけた部分もあるし、福祉の分野とか、スポーツの分野とか、それから、さまざまなまだ足りないという機会がたくさんありますので、そういったところは、今回の新しい事業の策定の中に盛り込んでいくことが、まず大事だ

ろうというふうに思います。

それで、今までのところで、実は、産業・立地部、今回、機構改革があるのですよね。

○川合教正副部長 はい、ございます。

○鈴木誠協議会長 今日説明いただいたのは、平成27年度の部の中の各課の取り組みでしたね。今度、28年度からは、新しい

○川合教正副部長 産業振興部という形で、今、新城ラリー、それから、ツール・ド・新城というようなスポーツ振興によるまちづくりというような部分が、今まで教育部門、教育委員会部門のほうにございましたけれども、来年度からは、産業振興部のほうに変わってくるということで、今、議会のほうで制定され、事務が決定しましたので、そういう形の中で、今後はスポーツ振興も産業としての側面というのが、やっぱりクローズアップしてくるのではないかなという、

○鈴木誠協議会長 これから、議論の対象になっていくということですね。それぐらいにとどめましょう。

それでは、この協議会で、これからすべきことの紹介と、すべきことの前に、今、既存の部で取り組んでいる政策の紹介、現実はどうなのかということも紹介してまいりました。

これからすべきこと、あるいはやり方などについて、積極的にご意見をいただけたらなというふうに思います。

どんな点でも、今日は結構です。第2、3回にわけての課題になりますので、ひとまず、今の説明を受けての感想とか、あるいは、これからの進め方についての提案とか、感想を率直にいただけたらというふうに思います。

それでは、いかがでしょうか。

すぐこうやってやると松本さんと目が合っちゃう。

○松本吉生委員 それでは、各課でやってらっしゃるのを、内容とかを踏まえて、今後、具体的な施策を落とすということですよ。

いろいろ現状の課題やニーズというのを、出していただいているのですが、得てして、こういうところで課題・ニーズという、だめなところをわっと出して、それを何とかしましょうみたいなものしか出てこないと思うので、ぜひ、各課さんとか、市とかでもいいところっていっぱいあると思うのです。いいところもたくさん出していただいて、それで、いいところを活かしながら、課題やニーズを克服していくとか。いいところはもっと伸ばしましょうみたいな施策もあるかもしれないということで、そういった視点は、ぜひ落としていただきたい。

あと、社会の動きみたいなのも、もっと大きな視点であると思うのです。それこそ、あした開通する話とかもあるので、それを観光課は活かそうと思っていろいろやっているかと思うのですが、それ以外の課でも、もしかしたら、人がたくさん来るかもしれないしというところで、そういう社会の動きなんかも意識しながら、何かできることを探しているといいじゃないかな。いや、結局、さっきのスポーツの話だったら、わからないですけど、東京オリンピックがあるわけですから、それで何かできるかもしれないし、わかりませんよ。そういった社会の動きみたいなものを、見て落としていただけたらなど。これを読んでいて、課題・ニーズと書いてあると、誰でもそうだと思うのですが、大体うまくいってないところとか、だめなところをわっと並べて、それで何かやっていきましょうという視点しかないの、いいところをもっと伸ばすというか、社会の動きなんかも見て、しながらやると、より効果的ないい施策ができるんじゃないかなと思いました。

○鈴木誠協議会長 ありがとうございます。

○佐藤真琴委員 書類に落とすと、多分、一番に落とすと全然見えてないことがあるという大前提で、横暴なことを言わせていただきたいと思います。

先に謝ってきます。何か、新城お金をいっぱいくれるのだなと思って聞いていました。

やっぱりお金をあげるというのは、行政とか、大きな会社からすると、一番にやりやすい仕組みだと思うのですが、特に、銀行さんなんか、よく分ると思うのですが、お金貸しても、事業者が育たないじゃないですか。自分自ら育つ事業者さんなんかは、多分、銀行を説得できる事業だったら、大体回収できると思うのですよね。回収できない事業に、恐らく投資をされているかなというふうに、すごく感じたのです。行政って3年ずつ、3年とか5年かかり、担当が変わってしまうので、ダイナミックなことを、長い歴史を考えて難しいと思うのですが、今、創業支援が一番欲しいのって、センスのいい伴走者なのです。半歩前ぐらいにいて、ビジョンを見せてくれたり、ちょっとこういうの、今、世の中でこういう流れがあるよとか、これと似たことをやっているよとか、そういったことを、きちんと伝えてくださる、外とのつなぎ手、お金じゃなくてセンスのつなぎ手だと思うのが、感じたことの一つです。

あと、寄附を募るみたいな話がここにあったのですが、クラウドファンディングって、みんなが、これ欲しいなって、例えば、これ開発するから、みんなお金くださいといって、100人集まったらこれ開発しますっていったときに、これ買いたいですという人が先に100人集まったら、その開発にかかる資金調達ができましたというところなのですが、ジャストリミットとか手数料、手数料20%落ちるのです。その20%の手数料が落ちても、これを成立させたいと思う人たちがお金ってというのは、ちゃんと流れるので、そういうサークルは既に、世の中にあるので、別に市が、何か負担をしてやる、そういったものをうまく使うように、さっきおっしゃるように世の中の起業創業などを受け入れていくと、ここにあると新城独自でやらなくても、恐ら

くいいことがたくさんあると思うのです。

先ほどの鳥獣害対策のことだと、岐阜で猪鹿庁をやっている人たちがいるのですが、結構もうヒーローになっているお兄ちゃんたちで、若者が本当に入ってきて、これは大変だといって、でもおもしろおかしくやらないと、次の人が入ってこないからといって、本気で猪鹿庁を勝手に立ち上げて。彼らに狩猟の許可とかも、自分たちで獲らせるための仕組みを、地域を巻き込んでつくって、檻を作って、しかも屠殺の許可とかいろいろとって、商品化できるスペースまでつくって、さあみんなで行こうということ、ちゃんとインフラを整えるために。もちろんクラウドファンディングも使ったし、行政のお金も使ったし、成功事例が近くにあるので、そういったことをうまく。連携って、そういう意味だと思うのですよね。誰かに頼むのではなくて、一緒にやらせていただいて、スタートアップの普通3年間をともにやっていくというのが、恐らく連携の一番効率的な形だと思って、外の目をもうちょっと入れると、お金ばかりあげなくてもいいのではないかというのが、一つ。

実は、私、今日ぎりぎりに来たのですが、8時に新城に着いて、新城市内をぐるぐるしていたのです。車で1時間ぐらちょっと回らせてもらって、あとは、駅ちょっと幾つかも歩かせていただいたのですが、新城お金あるようにしか見えないのです。だって、刈り込まれているし、浮浪者さんいないし、ビッグイシュー（ホームレスの自立を支援する雑誌）売ってないし、みんなちゃんとした身なりしていらっしゃるし、車がきれいなのです。これってすごく、ここに多分、お金、ちゃんと皆さん、所得は少ないかもしれないですけども、ストックが恐らくあるのです。生活は豊かなのだろうなと思ったのです。

松本さんも今おっしゃいましたが、悪いことばかり、だめだ、だめだみたいな、人口

減少社会ですとか、もう消滅可能性都市ですとか。そういうのもそうなのですが、これだけまだ土地の豊かさがあるって、注文してくださる方もいて、こうやって真剣に考えてくださる地元の商業者の方とかもいらっして、これだけエネルギーがあるので、ぜひ、何か課題を挙げるのとは別に、リソース、これだけありますみたいなことを挙げてもらおうと、市民の皆さんはついてくるかなと思いました。以上です。

○鈴木誠協議会長 ありがとうございます。

何か、前回の条例づくりの後半部分の議論がね、まだつながっているような感じがするけども、それが何かというのは、またこれから皆さんと協議をしていきます。ありがとうございました。

今、少々いよいよ、最後のとりとということで、そういう出番をつくっていただきました。ちょっと紹介をしてください。

○加藤宏信副課長 ただいま議長のほうから紹介ありましたが、市民公募の女性公募者、加藤さんであります。私が紹介するよりも、御本人が自己紹介を、簡単ですがお願いします。

○加藤弘依委員 本日は遅れまして、申しわけございません。

湯谷温泉で「はづ」という温泉旅館をやっております加藤と申します。

今日も、ちょっとここで遅れてしまったのは、ティーズの関係で豊橋へ、ちょうど生中継ですけども、今は2月の毎週土曜日に湯谷温泉花まつりがありまして、東栄町の方たちに来ていただいているいろいろ宣伝させていただいています。

私、この土地に生まれまして、ずっと育ってきたのですが、学生時代は京都へ行きまして、ここ2年ぐらい前まで、ちょっと3年ぐらい、少し地域を離れていた時期もありますけれども。

私自身としましては、昨年なのですが、忌

野清志郎さんの写真展をうちの方で企画いたしました。清志郎さんがよく奥三河に来ていただいている、やはり自転車を積んで、この地域をたくさん回ってくれたのです。そのときのプライベートな写真なのですけれども、それがもう本当に膨大になりまして、写真展をやったのですけれども、それが47日間やっていたのですが、その間に、本当に全国各地から期間中2,700人の方にいらしていただきました。本当に北は北海道から、西の岡山とか、山口とか、もう本当にいろんな遠くの方から来ていただいて、あとは本当、東京、大阪でも、強行で日帰りできていただいて、あと清志郎さんが自転車をよく乗っていたこともよく知っていらっしゃるの、岡崎、名古屋方面から自転車で来ていただいたとか、本当にそういういろんな方。また、同じ愛知県内の方でも奥三河にこんないいところがあるねとか、すごくいろんなところがあるねとか、知らないだけで来ていただくとうごく魅力のあるところだそうです。本当にそういった地元の魅力を外の方に知っていただく機会がすごく多いので。この間も実は、東京からちょっと取材の方がいらして、鳳来寺山をご案内したのですけれども、もう本当にアピール下手だねと、本当にこんないいところがあるのに、何でもっと発信しないのということ、取材の記者の方に言われました。なので、本当に、すごく魅力のあるまちなので、もうちょっとアピールを上手にしていけたら、また教えていただきながら、まちの活性化が出来ていけたらと思います。済みません。

○鈴木誠協議会長 どうもありがとうございました。もう十分、重要なコメントをもらいました。

天野さん、いかがでしょうか。

○天野勇治委員 ずっと聞いていて、実績の話になっちゃうのですが、やっぱり広域になって、新城を鳳来地区、作手地区と、やっぱり大きな目標を立てられるのですけど、実

質、例えば農業のことであると、もっと地元、その地元はここがこうなのだという、何かメリハリがすごく大事な気がして。この間も地域自治体の会議で住宅の話もしたのですが、やっぱりこちらで考えられるべきものに、もう少し適材適所、強弱をつけていただいた方が、その地域が活きるかなと。ずっとこれ見させていただいたら、これからやっていく上で、このエリアはこれだとか、そういうものははっきり出るといかなと、僕らに足りないところなので。

それと、もう一つ。予算とか、いろいろ出るのですが、国の予算でも、市の予算でも、農家さんで利用方法がやっぱり分らない。だから、県の方に僕が言ったのは、先ほどお話があったのですが、やっぱりこういう使い方、方をされているとか、こういうふうにしたら、例えば、この地域で中山間だから、なかなか法人化できないのですけど、もっと今から大きくされるとか、そういういろんな使い方のアピールとか、そういうものも、一つ、これから出してきていただくと良いかなというのを感じました。

○鈴木誠協議会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、若手のホープという、みんながそうやって見えています。その思いを持って、石田さん、お願いします。

○石田靖典委員 そうですね。私はIターンで新城の方に来ています。作手の方に住んではいるので、一応。新規就農で、今年も何人か、また何か市のフェアで募集があったというふうに聞いているのですけども、受け入れて、そのハウス等の農地をあてがうのはいいのですけども、その後が問題。今、僕は市営アパートに住んでいるのですけども、ここも何年かしたら、とりあえず出ていってくれと言われていて。実際、その後、住む場所がちょっと作手とか、やっぱり中山間地はないのですよ。この話を少し前に県の方に話

をしたのですけれども、そのときに空き家バンクを見れば、そういう話はあったのですけれども、そういう情報もなかなか入ってこないというのがあって。人を受け入れるのはいいのですけれども、住むところが、ちょっと不足しているなというのは感じています。

あと、鳥獣害対策で新しい人が猟師になるというふうにあるのですけれども、実際、入ってみると、結構、今までサラリーマンをやっている、それまでとは全然違う生活をしたいという人が多いのです。実際、僕も去年わなの免許取りまして、取ったのはいいのですけれども、その後、猟友会に入って、市の方から指導者の免許を交付してもらってという手続をしないと行けないのですけれども、実際、猟友会というのが、どうも何か、地域ぐるみの集まりみたいになっちゃって、なかなか入れないのです。そういうのがあったりとかして、実際、新しい人が入ってきて、入って行って資格を取ったり、いろんなことをやりたいとは思っても、きっかけが得られないというのがあるので、市の方で、そういうきっかけを用意していただくとありがたいなと、少し感じました。

○鈴木誠協議会長 新規就農という、事業に携わるものを受け入れるだけじゃなくて、生活していく一人の市民として、つきっきりでやっぱりコーディネーターしていくところは、これは必要ですし、それは各課、縦割りを本当、見直していかないと絶対不可能ですよ。

青山さん、お願いします。

○青山勉委員 私も条例を作るときに、一緒にさせていただいたのですけど、頭の中で産業ということで、私は医療・福祉畑だったのですから、ちょっと関係ないかなという部分で、余り意見の方も思っていたのですけど、やっぱりいろんな面で関りがあるということで。先ほど鈴木会長が言われたとおり、この中にも、例えば、教育課とか福祉課みた

いな形で同じように課題を出して、やっぱり人の教育、育成というのはイコールの部分でありますので、その中からまた課題を抽出して、というのは思いました。

あと、やはり先ほどビジョンを何月までに、また、かつ実施計画を10月までとかありましたけど、何か目標計画ですかね。アクションプログラムみたいなのを、もう少し明確に出して、まず、ここまではこういうことをやるという優先順位が分れば、もう少し我々もいろんな資料、それまでにどういったものを読み込んでこなくちゃいけないかなというのが分かるかなと思います。

私も、ここ新城に来て3年です。ずっと豊橋にいたものですから、やはりまだまだこういったいろんな取り組みがされているのだな、こういう基本計画があるのだなというのを、ちょっとなかなか目で見ることが多いものですから、やっぱりこういったことも、しっかり勉強していかなくては行けないと思いますし、それはすごく実感しました。

ただ、外から見る目というのもありますので、そういった部分では、いろいろと意見を言えるのかなと思います。

また、先ほど高齢者の関係では、新城市は今、高齢化率は33%ぐらいあると思います。ただ、これもまちなかと、また鳳来の地区とは格差がありますので、やはりそちらの地区ごとによって、いろんな施策をやらないといけないと思いますので、そういった部分です。あと高齢者の創業というのを、ちょっとここには輝く女性の創業というのがありますけど、結構、中でも、結構一線離れた70歳ぐらいの方が、企業を興して、いろんなことをやっている、いろいろなものを売っているというのをテレビで見たことがありますけど、そういった元気なお年寄りも、いっぱいいますので、そういった方も活用していくといいのかなと思います。

それと、こちら私的なことなのですが、

うちの職員が豊橋にいて、今年子供さん二人、長男が高校に上がるということで、何かちょっとやっぱり環境を変えたいということで、新城の築60年の古民家を買って、もう4月からはこちらの学校に通うということで、そういう方もおりますので。また、その子にもどういうふうな教育状況とか、どういうふうに生活でどうかということ聞きながら、やっぱり生の声を聞いて、なるべくこちらの新城に入っていればなというふうには思っておりますけど。そういうことで、いろいろと医療・福祉だけではなく、いろんな全体から見て、いいところを伸ばしていければと思っております。

特に、一つは、ちょっとその辺の基本計画というのを、鈴木会長に、やっぱりちょっと固めていただけると、我々も分かるかなということありますので、もし、そういうふうに事前に、資料等もまとめていただけると、いい協議が出来るかなと思います。済みません。○鈴木誠協議会長 ありがとうございます。

河合さん、お願いします。

○河合恵元委員 まだ、ビジョンが明確でない。これから作っていくのでしょうか。だから、話がかみ合わないというか。目的も明確でないので、ピンとこないところがありました。次回からという話なのでしょうけど、まず、次回に配っていただけるというのは、第1次の総合計画のありましたよね、事前にいただきたいです。各課で説明していただいた、このペラ、多分これに収めようとするので、こういうファクターになっているとは思いますが、これは各課で1枚ぐらいにしてもらって、問題点、課題点を明確にしたいと思います。やらされ感覚、僕もそうですけど、じゃなくて、表情がみんな固いものですから、ニコニコしてやりたいなど。たくさん出すと、たくさんやらなきゃいけないなんて話になりかねないのですが、そうじゃなくて、できることとか、技術の勉強もしながら、確実に

やり切るという内容にしていきたいなと思っておりますので、もうちょっと、フォーマットを分かり易くというか。見やすいというか。に変更していただけるとありがたいなと思えました。

○鈴木誠協議会長 最後、一番言いたかったことを、ばしっと河合さんが言ってくれたような気がしますけれども、今のフォーマットとか、そういう観点で現状をもう一回把握しようかな。それによると、フォーマットとか、作成基準で、その辺も事務局任せでなくて、我々の方から、こういう観点の案で一つまとめてもらえないか。スケールのこともそうですけどね。例えば、各課でも、それぞれの各課でやっていくこともあると思うのですが、合わせて、他の自治体とのいろんな連携とか、民間企業との連携とか、我々が多分、知りたいことについて、まだまだ実際には取り組みの幅があるのではないかなというふうに思いますので、一度、皆さんの方からも投げてもらって、そういう観点で一度、情報を整理してもらえるとありがたいと思います。期日を決めて、それでまた一回整理をしたいと思っておりますので、協力よろしくお願いします。

ちょうど時間になりましたので、それでは、今日は皆さんから、やはり何をいつまでにするのか。こういう相応しい資料を作った方がいいということや、いろいろと種々、課題を、宿題を出していただきました。今日は、いろんな問題点があったけども、実は、さっきの「はづ」の加藤さんのように、いろんな支援があって、説明下手、あるいは地元のことをしっかりと捉えることが出来ない、まだまだ謙虚過ぎるということもあったり、というお話もありました。いろいろと我々の、この仕事への向き合い方というのは、まだちょっときちんとできていないような気がしますので、そのあたり、第2回に向けて、もう一回、再度整理をしていただきたいと思います。

それでは、今日は、まず我々がおおよそや

るべきことについての紹介としていただきましたので、これから第2回に向けて、今日の皆さん意見を踏まえた上で、直してみたいと思います。

それでは、その他というところについて、事務局の方からお願いします。

○川合教正副部長 次第の1ページのその他のところですか。次回の協議会の部分です。3月2日火曜日、今回はどうしても昼間の時間にとということでお願いをさせていただきました。ただ、委員さんの中では、なかなかお忙しくて、昼間はどうもというご意見もいただいたということで、今回は午後7時からという夜の部分でお願いができればということで、日程調整をさせていただきたいと思います。

今日、本庁舎のところでは、なかなか駐車場がということで、委員さんもいろいろ駐車場の部分の手配も、すぐこちらの事務局で出来なかった部分もありまして、御面倒をかけたので、夕方という形で、夜という形で協議会の日程を出させていただくということでよろしいでしょうか。

○鈴木誠協議会長 いいですね。

○川合教正副部長 済みません、日程には、午後7時ということで、この場所をお願いをさせていただくということで、お願いします。

それから、3回目の部分は3月25日ということで、お願いをしたいというふうに思いますので、こちらについては、まだ協議中ですので、確定し次第、もう一度、正式なものをお送りします。

○穂積亮次市長 ちょっとこれ、3月の日程がおかしい。

○川合教正副部長 そうですね。ごめんなさい。さきに送ったものが若干変わっておりますので、もう一度お伝えします。今回は、3月2日水曜日、午後7時からということで、場所は本庁舎の2階、政策会議室でお願いをしたいと思います。正式の通知はまた、もう一度、しっかり確認した上でお送りさせてい

たきますので。

○鈴木誠協議会長 それで、今日皆さんの方から、やっぱり事前に資料をきちっと届けてほしいということもありましたので、なるべく一週間ぐらい前には、皆さんのお手元に資料として、一週間前ぐらいにはお届けするということと、当日に皆さんの方から、これはぜひ、今回の協議会の材料として、やっぱり見といてほしい、参考にしてほしいということで、もしお手元の、何か手元に資料があったら、こんなものがあるよという、情報提供があったら、ぜひ、当日でも結構ですし、前もってでも結構ですので、寄せていただけると助かります。そういう形で、お互いの経験交流をどんどん交えながら前へ進んでいけたらと思います。

そういうことで、委員の皆さんも、これから報告者というか、話題提供者になっていただくような形でも、みんなそれぞれがご経験を披露していただくようにしたいということで、突然お願いすることもあるかもしれません。

今日は、ちょっと第1回目で、なかなかばたばたしましたけれども、これで終了したいと思います。

どうも皆さん、ありがとうございました。